府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第四号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事前届出） **第四条**　［略］ ２　日本銀行は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号及び暗証符号を通知するものとする。	（事前届出） **第四条**　［同上］ ２　日本銀行は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号及び暗証符号を通知するとともに、同項の申請等に利用することができる入出力用プログラムを貸与するものとする。
［３・４　略］ （別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等の入力事項等） **第五条**　別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関して電子情報処理組織を使用して当該申請等を行う者は、日本銀行の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項並びに前条第二項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等を行わなければならない。	［３・４　同上］ （別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等の入力事項等） **第五条**　別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関して電子情報処理組織を使用して当該申請等を行う者は、前条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、日本銀行の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項並びに同項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等を行わなければならない。
［２～４　略］	［２～４　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、令和四年一月十一日から施行する。

○総務省令第八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十日

総務大臣　武田　良太

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第三十四号）の一部を次のように改正する省令

地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

第四条中地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の四を同令第十二条の二の十一とし、同令第十二条の二の三の次に七条を加える改正規定を次のように改める。

第十二条の二の四を第十二条の二の十二とし、第十二条の二の三の次に次の八条を加える。

第十二条の二の四　地方自治法第二百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものは、歳入等（同条に規定する歳入等をいう。以下同じ。）の納付の通知に係る書面であつてバーコードの記載があるものとする。

２　地方自治法第二百三十一条の二の二第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる事項の通知とする。

一　歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な事項

二　次に掲げるいずれかの事項

イ　クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項

ロ　電子情報処理組織を使用して番号、記号その他の符号を通知する方法（イに規定する方法を除く。）による決済に関し必要な事項

第十二条の二の五　地方自治法第二百三十一条の二の三第一項の規定による普通地方公共団体の長の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地その他当該普通地方公共団体の長が必要と認める事項を記載した申出書を当該普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

２　普通地方公共団体の長は、前項の申出書の提出があつた場合において、その申出につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を、当該申出書を提出した者に通知するものとする。

第十二条の二の六　指定納付受託者（地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下同じ。）は、同法第二百三十一条の二の二（第一号に係る部分に限る。）の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、当該歳入等を納付しようとする者に、当該委託を受けたことを証する書面を交付するものとする。